

# 市民活動団体との協働・支援に向けて 平成17年度地域振興補助金事業を募集します

地域振興補助金は、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域や市民のみならずが自主的に企画・提案し取り組む活動に要する費用を補助する制度です。

豊かな地域社会の形成を進めていくためには、市、市民、事業者及び市民活動団体がそれぞれの役割のもとに協働し、その発展に向けての独創的で効果的な取り組みが欠かせません。ふるって応募ください。



## 制度説明会

応募予定団体に対し制度の概要と申込手続きについての説明会を下記のとおり開催します。

●日時  
5月9日(月) 13時30分～

●場所  
サンワーク木次  
木次町木次952-209  
(おろち湯つたり館隣り)

※この日以外の平日でも相談に応じます。事前に市役所政策企画部地域振興課または、各総合センター自治振興課にご連絡ください。

## 団体登録について

### ■市民活動団体とは

市民活動を組織的かつ継続的に行う非営利団体で、例えば、地域自主組織、まちづくりグループ及びNPO法人などがあり、これらを総称して「市民活動団体」といいます。

①地域自主組織とは、地域の自治会、PTA、婦人会、老人会、青少年育成会、地域のボランティア団体その他これに類する団体で構成された組織で、おおむね小学校区または公民館単位を範囲とする地域住民が参加協力し活動していく組織をいいます。

②まちづくりグループとは、市民が自らの信念と責任に基づいて、自発的かつ自立的に行う活動であって、営利目的ではなく、地域における社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、まちづくりの推進、国際協力及び交流推進など市民の不特定かつ多数の利益の増進を目的とする団体をいいます。(宗教的、政治的宣伝目的のある活動は除きます。)

③NPO法人とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定するもので、主たる事務所の所在地が市内にあるNPO法人をいいます。

④地域マネージャーとは、地域自主組織

ますので、各総合センター自治振興課に直接お問い合わせください。

### ■補助に関わる報告等

事業完了後、活動の成果や反省点などを活動報告会で紹介いただくとともに、市報うんなん等に掲載を予定しています。

### ■その他

雲南市との協働・連携等については、政策企画部地域振興課または各総合センター自治振興課にご相談ください。

に対し、地域活動の企画立案に関すること及び地域計画の策定・実施の支援に関することについてコーディネーター(調整)する人をいいます。

### ■団体登録制度

市は、市民活動団体の活動促進を図るため、団体の登録制度を設けます。登録された団体へは、市から活動支援や情報提供を行い、また登録された団体は、市民に対し情報公開を行なっていきます。平成17年度は団体登録を随時受け付けます。

### ■対象団体

対象となる団体の要件は、

- ① 10人以上の構成員がいること
- ② 事務所の所在地が市内にあること、または市民活動団体の活動が市内で行なわれていること
- ③ 市民に開かれた団体であること
- ④ 代表者、運営の方法を定款又は規約または会則で定めていること
- ⑤ 独立した組織であること

## 地域振興補助金について

### ■補助対象事業

登録団体が行う地域振興に資するためのソフト事業とし、地域委員会が予算の範囲内で認める事業に対し、これに要する費用を補助します。

ただし、会議等で供される一般的な茶菓等の程度を超える飲食に要する経費及び宗教的、政治的宣伝意図のある

### ■問い合わせ先

- 市役所政策企画部地域振興課  
☎0854・40・1013
- 大東総合センター自治振興課  
☎0854・43・8168
- 加茂総合センター自治振興課  
☎0854・49・8601
- 木次総合センター自治振興課  
☎0854・40・1080
- 三万屋総合センター自治振興課  
☎0854・45・2112
- 吉田総合センター自治振興課  
☎0854・74・0212
- 掛合総合センター自治振興課  
☎0854・62・0301

事業は補助対象外とします。

### ■補助額等

#### ○地域自主組織

補助金を受けられる期間は5年内(ただし、地域自主組織設立に要する事業に係る補助金は、1年内)とし、1事業当たりの補助限度額は、原則50万円以内/年額とします。

#### ○まちづくりグループ

補助金を受けられる期間は3年内とし、1事業当たりの補助限度額は、原則30万円以内/年額とします。

#### ○地域マネージャー設置

補助金を受けられる期間は5年内とし、地域委員会が予算の範囲内で認める地域マネージャー設置に要する費用を補助します。

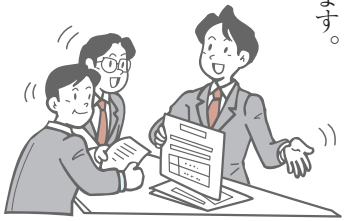
#### ○NPO法人等

NPO法人の設立に要する経費(ただし、1団体につき1回を限度とする。)については、原則20万円以内/1回とします。

法人設立後の当該法人の管理運営に必要な経費(ただし、補助期間は2年以内)については、原則10万円以内/年額とします。

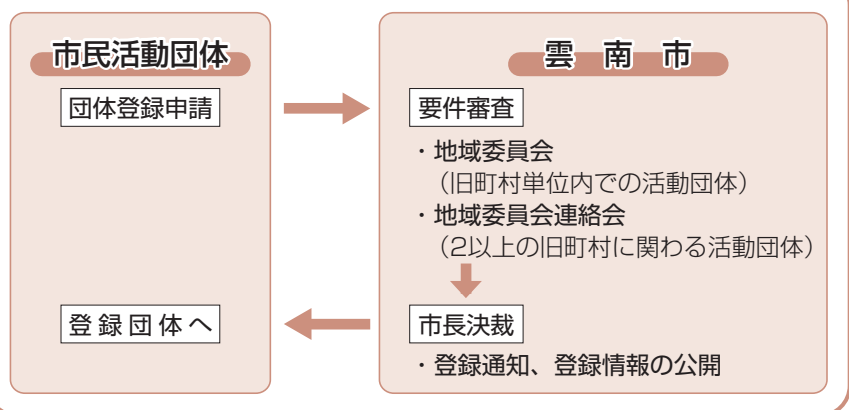
### ■審査機関

各町それぞれにおいて組織されている市民活動団体については、その所管する地域委員会、2町以上にわた

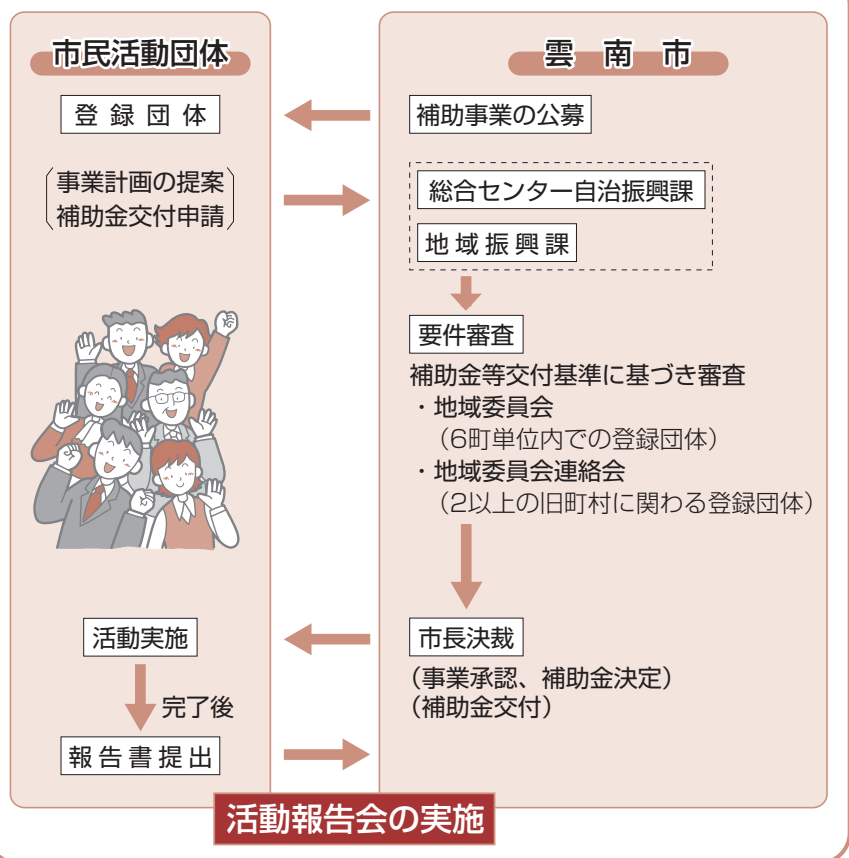


## 地域振興補助金制度の流れ

### ① 団体登録



### ② 補助金申請



### 活動報告会の実施

# まちづくりの推進や提言を行う 地域委員会がスタートしました

地域委員会は、合併協議の中で「旧町村単位にまちづくりの推進や提言を行う地域委員会を設置する」ことが確認されており、委員は一般公募により選任された方、市長が必要と認める方（識見を有する者、地域の多様な団体の代表者）により、20人以上の委員で構成されます。

## 第1回地域委員会 全体会開催

4月14日、雲南市三刀屋農村環境改善センターで、6町合同による第1回地域委員会全体会が開催され、106人の委員の出席がありました。

会議では、速水市長から各地域委員会の代表に対して委嘱状が交付されました。

平成17年度の施政方針や地域委員会の役割などについて説明を受けた後、それぞれの地域委員会に分かれ、委員の互選によって会長・副会長が選出され、今後の進め方などが協議されました。

地域委員会委員の任期は2年間で「市民が主役の自治のまち」をめざし、地域振興のための事業の企画、立案、実施、支援に関することなどについて、議論が行なわれます。



### 各地域委員会の委員は次の方です。(敬称略) ◎会長、○副会長

計112名

#### ●大東地域委員会 (20名)

- ◎錦織 憲雄 加藤 佳明
- 加藤 健司 加納 佳子
- 青木 渉 曾田 昌吉
- 吾郷 武郎 高島 光善
- 安部 博 武田ちか子
- 荒木 貞治 中西 正義
- 石原 博行 野々村照明
- 内田 慶吉 福山 知子
- 大久保 壽 船木 勉
- 大倉 善憲 松田 勉

#### ●木次地域委員会 (20名)

- ◎金山 久一 杉原 精訓
- 飯石 英雄 高尾由美子
- 飯塚 幸男 玉木由美子
- 石田 美幸 鳥谷 忠男
- 石田 侑生 錦織利枝子
- 宇都宮陸登 西村千佳志
- 景山 敏雄 西村 成永
- 加藤 博 長谷川文子
- 木色 健造 廣野 祐二
- 小林 滝光 細木 訓

#### ●吉田地域委員会 (16名)

- ◎吉原 一文 田部 寛茂
- 芝原 明治 田部由美子
- 影山 忠夫 藤原 洋
- 勝部 満江 堀江 直之
- 草光 純子 堀江 光義
- 陶山 政昭 松島 安江
- 竹内 勉 横木 壽成
- 田部 五月 若槻 勉

#### ●加茂地域委員会 (18名)

- ◎石飛 郁輔 中島 光一
- 内田 慶子 錦織 勇夫
- 内田 佳子 畑 亮一郎
- 岡 雅子 速水 弘子
- 嘉本 輝雄 植原 茂
- 高木ムツミ 松林 孝之
- 高木 優子 山崎 絹子
- 土江 暁一 渡部 樹禱
- 内藤 貞正 渡部 誠一

#### ●三刀屋地域委員会 (18名)

- ◎安井 誉 須山 辰夫
- 古山 陽治 高尾 良悦
- 石原 和幸 谷口 宏幸
- 和泉 利男 谷戸 仁子
- 稲田 和美 早川 正三
- 古林 修 藤原 俊雄
- 小山 光枝 三浦由美子
- 上代 眞 宮食 愛伯
- 鈴江 久美 渡辺 文子

#### ●掛合地域委員会 (20名)

- ◎長崎 勉 杉原 昭見
- 香川 歌子 陶山 守
- 石飛 知草 竹下 紘一
- 石飛 安弘 竹下 房子
- 岡田 典子 谷口 宏
- 岡田 稔 都間 克成
- 景山美紀子 枋谷 幸男
- 神田 壽規 早水 信男
- 木村 智美 福島 光浩
- 清水 京子 藤原 一延